

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発200号
平成26年12月24日
警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の施行について(通達)
銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第409号。別添1及び別添2参照。)は本日公布され平成27年1月1日に施行される予定であるが、その改正の趣旨、内容及び運用上の留意事項については別紙のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

(凡例)

- 「入管法」： 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)
- 「入管法の一部改正法」： 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律第74号)
- 「入管法施行規則」： 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)
- 「銃刀法」： 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)
- 「銃刀法施行令」： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)
- 「本件政令」： 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第409号)

1 改正の趣旨及び内容

第186回国会において入管法の一部改正法が成立し、近年本邦外の地域から本邦の出入国港に入港する観光クルーズ船が増加していることを踏まえ、観光クルーズ船の外国人乗客に係る上陸審査手続の一層の円滑化のため、当該乗客のための新しい特例上陸許可として、船舶観光上陸許可が創設され、平成27年1月1日から施行されることとされた。

船舶観光上陸許可は、指定旅客船（本邦と本邦外の地域との間の航路に就航する旅客船であって、乗客の本人確認の措置が的確に行われていることその他の事情を勘案して法務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）に乗っている外国人乗客が、当該指定旅客船が本邦にある間、観光のため、出国するまでの間30日（本邦内の出入国港1か所だけに寄港する指定旅客船に乗っている外国人については7日）を超えない範囲内で上陸を希望する場合に与えられるものであり、その申請は当該指定旅客船の船長又は当該指定旅客船を運行する運送業者の責任と権限においてなされ、当該指定旅客船が寄港する本邦の出入国港から下船する都度、出港するまでの間に帰船する条件が付されるものである。

銃刀法は、第25条第1項において、銃砲刀剣類を所持している者が本邦に上陸しようとする場合には、当該銃砲刀剣類を仮領置することを原則としており、同項ただし書において、仮領置しないでも危険がないと認められる政令で定める場合は、この限りでない旨規定している。

銃刀法施行令第39条は、政令で定める場合として、「当該上陸しようとする者がその所持する銃砲又は刀剣類をその乗つて来た船舶又は航空機に安全な方法で保管したまま」の状態で、

- ・入管法第14条に規定する寄港地上陸
- ・入管法第15条に規定する通過上陸
- ・入管法第16条に規定する乗員上陸

をしようとする者である場合と規定しているところ、本件政令は上記に加え、

- ・改正後の入管法第14条の2に規定する船舶観光上陸

をしようとする者である場合を規定するものである。

2 運用上の留意事項

現行の銃刀法施行令において、「当該上陸しようとする者がその所持する銃砲又は刀剣類をその乗つて来た船舶又は航空機に安全な方法で保管したまま」の状態、寄港地上陸、通過上陸、乗員上陸をしようとする場合については、仮領置をしないこととされているところ、入管法の一部改正法において新設される船舶観光上陸する場合についても、当該上陸しようとする者が銃砲又は刀剣類をその乗つて来た船舶に安全な方法で保管している場合は、同様の取扱いとなることに留意されたい。

3 施行期日

本件政令については、平成27年1月1日から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（銃砲又は刀剣類を仮領置しなくても危険がないと認められる場合）</p> <p>第三十九条 法第二十五条第一項ただし書に規定する仮領置しなくても危険がないと認められる政令で定める場合は、当該上陸しようとする者がその所持する銃砲又は刀剣類をその乗つて来た船舶又は航空機に安全な方法で保管したまま入管法第十四条に規定する寄港地上陸、<u>入管法第十四条の二に規定する船舶観光上陸、入管法第十五条に規定する通過上陸</u>又は入管法第十六条に規定する乗員上陸をしようとする者である場合とする。</p>	<p>（銃砲又は刀剣類を仮領置しなくても危険がないと認められる場合）</p> <p>第三十九条 法第二十五条第一項ただし書に規定する仮領置しなくても危険がないと認められる政令で定める場合は、当該上陸しようとする者がその所持する銃砲又は刀剣類をその乗つて来た船舶又は航空機に安全な方法で保管したまま入管法第十四条に規定する寄港地上陸、<u>入管法第十五条に規定する通過上陸又は入管法第十六条に規定する乗員上陸</u>をしようとする者である場合とする。</p>

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年十二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百九号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。
第三十九条中「寄港地上陸」の下に「、入管法第十四条の二に規定する船舶観光上陸」を加える。

附則

この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三